

解体業/破砕業（の事業範囲の変更）許可・許可の更新申請

番号	申請書等	形式的な事項等	新規	更新	変更												
1	□解体業 □破砕業 許可・許可の更新申請書 事業の範囲の変更許可申請書	許可に応じた様式	☐	☐	☐												
2	手数料の納付が確認できる領収書の 写し等 ※1	区分に応じた申請手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>更新</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体</td> <td>78,000 円</td> <td>70,000 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>破砕</td> <td>84,000 円</td> <td>77,000 円</td> <td>67,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		新規	更新	変更	解体	78,000 円	70,000 円	—	破砕	84,000 円	77,000 円	67,000 円	☐	☐	☐
	新規	更新	変更														
解体	78,000 円	70,000 円	—														
破砕	84,000 円	77,000 円	67,000 円														
3	施設の平面図等 ※2	平面図、立面図、断面図、構造図	☐	—	◇												
	設計計算書 ※2	積替え保管量、処理能力	☐	—	◇												
	施設の付近の見取図 ※2	事務所、事業場の案内図も添付	☐	—	◇												
4	施設の使用権原を有することを証明する 書類 ※2	購入契約書等、契約期間、当事者名	☐	—	◇												
5	事業計画書		☐	☐	◇												
6	収支見積書		☐	☐	◇												
7	【法人申請】 定款又は寄附行為の写し	申請者による原本証明	☐	☐	☐												
8	申請者、役員、株主、政令使用人、法定代 理人の住民票の写し ※3、4、5	本籍地の記載のあるもの、個人番号（マ イナンバー）の記載がないもの、3 か月 以内のもの	☐	☐	☐												
9	誓約書	許可に応じた様式	☐	☐	◇												
10	先行許可証の写し	添付書類の省略を希望する場合、添付	☐	—	—												

【備考】

- ・申請者が未成年の場合、法定代理人が必要になります。
- ・令和8年4月1日より、登記事項証明書の添付が不要となりました。
- ・新しい許可証を郵送で受け取ることを希望される場合は、返送先を記載し、郵便切手を貼付した返信用封筒を提出時に持参してください。

※1 令和8年10月1日より、オンライン決済または納入通知書による納付となります。

※2 施設とは、積替え保管場所（作業場以外のものを含む。）を含みます。

※3 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、提出時に持参してください。

※4 新規許可において、先行許可証を添付することにより省略できます。

※5 法定代理人が法人の場合、定款又は寄附行為の写し、役員の住民票の写しが必要になります。